

平成30年9月から、長野県特定疾病医療費について「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

寡婦（夫）控除のみなし適用がされることで、より自己負担の少ない階層区分に決定となることがあります。

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

< 留意事項 >

- 上記の要件のほか、**税法上の寡婦（夫）控除と同様の要件**に該当する必要があります。
- あくまでみなし適用のため、**市町村民税自体は減額されません。**
- 現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、**負担上限月額が減額されません。**
- その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**

< 申請手続 >

- 適用には**変更申請**が必要となります。詳しくはお近くの保健所へご相談ください。
- 申請書類に、**戸籍全部事項証明書等の書類**を添付していただく場合があります。

< 参考：自己負担上限額一覧表 > **赤枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

| 階層区分 | 階層区分の基準 | | 自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院) | | |
|-------|--------------|-----------------|-----------------------------------|---------------|-----------|
| | | | 一般 | 高額かつ長期 | 人工呼吸器等装着者 |
| 低所得Ⅰ | 市町村民税 非課税 | 本人年収 ～80万円 | 2,500 | 2,500 | |
| 低所得Ⅱ | | 本人年収 80万円超～ | 5,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅰ | 市町村民税 | 7.1万円未満 | 10,000 | 5,000 | 1,000 |
| 一般所得Ⅱ | 市町村民税 | 7.1万円以上25.1万円未満 | 20,000 | 10,000 | |
| 上位所得 | 市町村民税 | 25.1万円以上 | 30,000 | 20,000 | |